

一宮医療療育センター
保育所等訪問支援部門



保育所等訪問支援って？

保育所等訪問支援は、お子様の発達支援を目的として、児童福祉法に基づいて行うサービスです。保育所・幼稚園・小学校などに訪問し、お子様が集団生活の中で適応し、楽しい生活を送ることができるよう、当センターのスタッフが、担任の先生方と情報共有し相談しながら、実際の保育の中で直接支援を行います。また、お子様にとってどのような関わり方や伝え方が適しているのかを一緒に考えていきます。

対象になる方は？

一宮市および隣接する市町村の方で、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、学童保育、その他児童が集団生活を行う施設に通う障害や発達に課題のある児童で、その施設を訪問しての専門的支援が必要と認められた児童

※支援は当センターとの契約により実施しますが、その前に①保護者（本人）②訪問先 ③在住市町村 ④当センターの四者の合意が必須となりますことをご承知おきください。また、サービス利用に際しては、「障害児通所受給者証」の取得が必要となります。（保護者：代理人、未成年後見人を含む）

どんな時に利用すればいいの？

落ち着きがない、指示が入りにくい、手で道具を使うのが苦手、こだわりがあり時間がかかる、ことが遅い気がする、お友達とトラブルになりやすい、コミュニケーションがとりにくい、登園や登校をしぶるなど、気になることがありましたらお気軽にご相談ください。



サービス提供日・サービス提供時間

【サービス提供時間】

月曜日～木曜日 午前9時～午後3時

【営業時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く

※訪問時間や曜日については、適時ご相談させていただきます。

ご利用までの流れ

保育所等訪問支援などの障害児通所支援は、通所受給者証と障害児通所支援利用計画が揃うと、施設との契約を進めることができます。手続きは保護者が行うことになります。既に手元に受給者証がある人と、まだ持っていない人では手順が異なるので、確認してください。



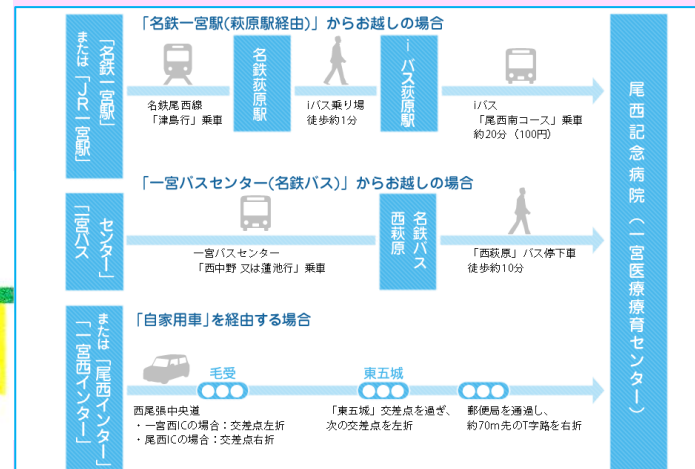
- 1 電話または外来受診時にお問い合わせください。
- 2 面談を行います。お子様と一緒にお願いします。
- 3 お住まいの市町村の窓口で「障害児通所受給者証」の申請を行ってください。
- 4 通所受給者証が手元に届きましたら契約・利用開始となります。

「障害児通所受給者証」とは、児童福祉法に基づく障害児を対象とした児童福祉サービスを利用する際に必要となるものです。交付の対象となった場合、発達に気がかりなところがある児童を支援する「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などのサービスが利用できます。

※通所受給者証は、療育手帳や障害者手帳とは別のものでありますのでご注意ください。



一宮医療療育センターは尾西記念病院に隣接しています



お問い合わせ

社会福祉法人杏嶺会 一宮医療療育センター
保育所等訪問支援部門 窓口担当: 高木

〒494-0018
愛知県一宮市富田字流筋1679番地2
TEL 0586-62-0002
FAX 0586-62-2277
〔受付時間〕 月曜日～金曜日(祝日は除く)
9:00～17:00
HP: www.anzu.or.jp/shafuku/